

市有地売却の媒介に関する業務運営規則

市有地売却の媒介の業務については、市有地売却の媒介に関する協定書（以下「協定書」という。）及びこの市有地売却の媒介に関する業務運営規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。

（目的）

第1条 この規則は、協定書第13条の規定に基づき、市有地売却の媒介に関する手続等を定め、業務の適正かつ円滑な遂行に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、協定書において使用する用語の例による。

（市有地売却の媒介依頼等）

第3条 協定書第4条第1項の規定による市有地売却の媒介の依頼は、市有地売却媒介依頼書（別記様式第1号）によるものとする。

（市有地売却の中止等）

第4条 協定書第5条第4項の規定による市有地売却の媒介の中断又は中止は、市有地売却の媒介依頼の中断及び中止通知書（別記様式第2号）によるものとする。

（市有地売却の媒介）

第5条 協定書第6条第1項の規定による媒介契約は、市有地売却の媒介に関する契約書（別記様式第3号）によるものとする。

2 協定書第6条第2項の規定による別に定める書類は、市有地売却の媒介申請書（別記様式第4号）、普通財産買受申込書（別記様式第5号）及び甲が指示するものによるものとする。

3 協定書第6条第4項の規定による別に定める書類は、市有地売却の媒介申請取下書（別記様式第6号）及び普通財産買受申込取下書（別記様式第7号）によるものとする。

（媒介契約の失効）

第6条 媒介契約は、原則として媒介契約締結後30日以内に協定書第8条の売買契約が締結されない場合は、失効するものとする。

（広告の料金に相当する額の支払い）

第7条 協定書第5条第2項の規定により市有地売却の媒介が終了した場合において、当該媒介業者が、甲の依頼によって広告の料金（大手新聞への広告掲載料等協定書第9条に規定する媒介報酬の範囲内で賄うことが相当でない多額の費用を要する特別の広告の料金をいう。）を負担したときは、甲は当該媒介業者に対し、広告の料金に相当する額（以下「広告料金相当額」という。）を支払うことができる。

2 前項の広告料金相当額は、市有地売却の媒介を終了した市有地の売却価格に100分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

（個人情報保護の保護）

第8条 乙は、個人情報収集にあたっては、当該個人情報を取り扱う事務の利用の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために収集した個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 乙及び媒介業者は、市有地売却の媒介等の実施にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。